

## 「奈良市貨物軽自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金」に関するよくある質問

Q1 常時使用する従業員の考え方を教えてください。

- A 事業者と雇用契約を交わしている方です。ただし、以下の方は含まないものとします。
- (1)会社役員（ただし、従業員との兼務役員を除く）
  - (2)個人事業主本人（専従者（家族従業員）を除く）
  - (3)パートタイム労働者で以下に該当する者
    - ・日々雇い入れられる者
    - ・2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
    - ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
    - ・「1日または1週間の労働時間」および「1ヶ月の所定労働日数」がフルタイムの基幹的な働き方をしている従業員の4分の3以下である者

Q2 対象者の条件にある「従業員の数が300人以下」は、奈良市の事業所の人数でいいですか。

- A 会社全体の人数となります。奈良市の事業所の従業員数ではありません。

Q3 法人本社の住所（個人事業者の住所）は奈良市外ですが、奈良市内に事業所があります。支援の対象になりますか。

- A 本社等の住所が市外であっても、市内に事業所を有し、自動車検査証記録事項の「使用の本拠の位置」が奈良市内である車両を使用している場合は対象となります。

Q4 貨物運送事業の許可を受け、二輪自動車を使用して事業を行っていますが、支援対象になりますか。

- A 貨物運送事業の許可を受けていても、二輪及び三輪自動車は支援の対象外です。

Q5 すでに廃業した、または今後廃業を予定していますが、支援金の申請はできますか。

- A 本支援金は、事業の継続支援を目的としたものであるため、廃業を前提とした申請を受け付けることはできません。

**Q6** 令和7年12月22日時点で登録されていますが、今現在、車検が切れている車両も対象になりますか。

A 車検が切れている車両は、対象外となります。

現在も事業に使用している車両が対象です。

**Q7** リース契約している車両は、支援対象になりますか。

A 自動車リース会社とリース契約した車両を使用している場合は、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」が申請者、「使用の本拠の位置」が奈良市内となっており、他の要件を満たしていれば、支援対象になります。

**Q8** 令和7年12月22日以降に増車した場合、対象車両（台数）はどうなりますか。

A 対象車両は、令和7年12月22日において支援対象者が事業のために使用している車両としており、増車の取り扱いは以下のとおりです。

△増車… 令和7年12月23日以降に登録（購入）した車両は “対象外”

**Q9** 申請書類はどこで入手することができますか。

A 申請書類は、奈良市のホームページからダウンロードすることができます。

**Q10** インターネットバンキングのため、振込先口座の通帳がありませんが、申請時の添付書類はどうしたらいいですか。

A 通帳の写しの代わりにウェブページの写しなど、口座情報が確認できるものを提出してください。

**Q11** 複数の事業所で共同使用している車両の申請は、どのようにすればいいですか。

A 複数の事業所で車両を共同使用している場合は、自動車検査証記録事項の「使用の本拠の位置」が奈良市内となっている車両のみ、申請ができます。